平成２７年（フ）第８３３０号
東京都世田谷区太子堂３丁目９－９－105
債務者　小湊　靖幸
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３３１号
東京都国分寺市西元町４丁目５－５
債務者　錦織　　岳
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３３２号
東京都板橋区蓮根２丁目１－４－502
債務者　日下部芳孝
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３３３号
東京都八王子市高尾町1546－１
債務者　稲用かおり
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３３４号
東京都品川区平塚１丁目６－21－102
債務者　清水せつ子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３３５号
東京都台東区根岸５丁目10－16　優雅荘１Ｄ
債務者　四戸　節子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３３６号
東京都江戸川区中葛西４丁目８－15－917
債務者　村上　　幸（旧姓小川・瀬理・島田）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３３８号
東京都品川区八潮５丁目12－69－105
債務者　西川　博恵
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３４６号
東京都国立市北２丁目21－15－202
債務者　中村　絵理
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３４９号
東京都板橋区上板橋３丁目14－２－405　城北第一ビル
債務者　遠藤　大司
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４８３号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番１－603号公団住宅
債務者　朝倉　教江（旧姓峰尾）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８５号
横浜市金沢区富岡東１丁目19番14－212号
債務者　大野　明美
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
岐阜県高山市岡本町１丁目98番地22　ガーデンテラス岡本103号
債務者　中田まち子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午後２時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
岐阜県高山市上岡本町１丁目641番地　里心203号
債務者　中田久美子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午後２時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
熊本県水俣市浜町３丁目３番３号
債務者　吉本　拓司
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部